

大紀町指定管理者選定審議会事項書

と き 平成20年12月1日
午前10時
ところ 大紀町議会棟中会議室

1 審議事項

(1)「大紀町ケアホーム」

審査評価表について

申請者ヒアリング

候補者の審査・評価・決定

協定書について

答申について

2 その他

記入説明

審査対象施設 大紀町ケアホーム
 申請者名 特定非営利活動法人「天 樹」

審査員名

評価項目		評価基準	掛け率	評価点	審査点
大項目	中項目				
1	(1-1) 利用者の平等な利用の確保 【12点】	(1-1-1) 施設運営内容は、事業目的に応じた平等な利用について考慮されているか。	1.0		
		(1-1-2) 事業内容に偏りがあり、利用者等が限定されることはないか。	2.0		
	(1-2) 利用者に対するサービスの向上 【16点】	(1-2-1) 事業の内容が、施設の設定目的に合致しており、なおかつ利用者にとって魅力的なものであるか。	2.0		
		(1-2-2) 利用者の苦情や要望、意見等への対応は適切に処理できるか。	2.0		
	(1-3) その他施設運営 【16点】	(1-3-1) 施設の有効利用に創意工夫や斬新性が認められるか、また、施設の利用を促進させる方策がとられているか。	1.0		
		(1-3-2) 緊急時の対策や防災対策はとられているか。	2.0		
(1-3-3) 障害者の生活に配慮されているか。		1.0			
2	(2-1) 当該公の施設の適切な維持及び管理 【16点】	(2-1-1) 管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか。	2.0		
		(2-1-2) 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか。	2.0		
	(2-2) 管理に係る経費の縮減 【16点】	(2-2-1) 経費、収入等の積算方法、内容は適確か、また、現実的な経費見積であるか。	2.0		
		(2-2-2) 実施事業に応じた経費算定項目となっているか、また、その影響度合いを把握し、運営に支障が生じない対策を講じているか。	1.0		
	(2-2-3) 経費の縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか。	1.0			
3	(3-1) 物的能力 【8点】	(3-1-1) 施設の管理運営の実績はどうか、(他の施設の管理運営実績)	1.0		
		(3-1-2) 法人・団体としての施設管理の体制はどうか、(総合的な支援体制は整っているか)	1.0		
	(3-2) 人的能力 【8点】	(3-2-1) 仕様書に基づいた職員配置となっているか。	1.0		
		(3-2-2) 職員の専門的知識、技能を向上させる研修計画体制は講じられているか。	1.0		
4	(4-1) 施設の目的を達成 【8点】	(4-1-1) 基本方針や提案全般を通じて、町の方針、施設の性格、設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	2.0		
5	(5-1) 提案価格(価格点) 【0点】	(5-1-1) 価格点 = 基準価格 / 提示価格 × 15 【提案価格についての審査点は20点を限度とする。】	提案価格		
合 計					

審査対象事業者名が記入してあります。(今回は1団体です)

審査員の氏名をご記入下さい。

掛け率は、各項目の重要度により異なっており、重要度が高い項目ほど数値が高くなっております。(1.0、2.0の何れか)

評価点については、0点から4点の範囲で採点願います。
 0点...劣っている 1点...やや劣っている 2点...普通
 3点...優れている 4点...特に優れている

審査点については、評価点に掛け率を乗じた点数になります。
 例、評価点が4点で掛け率が2.0の場合、審査点は8点になります。

各審査項目(大項目1~4)の審査点を合計すると満点の場合100点になります。

全委員の審査点を集計し、その平均が審査対象事業者の得点数になります。
 平均点の集計は事務局で行ないます。

審査の平均点は、小数点第2位まで表示します。

今回の大紀町ケアホームにつきましては、基準価格を0円に設定しているため、提案価格による審査点はございません。

各委員の審査点の集計により算出された平均審査点(満点100点)が審査対象事業者の審査得点数となります。

評価点
 4点...特に優れている 3点...優れている 2点...普通 1点...やや劣っている 0点...劣っている

大紀町指定管理者候補者選定審査評価表

平成 20年 12月 1日

審査対象施設 大紀町ケアホーム

申請者名 特定非営利活動法人 大 樹

審査員名

評価項目		評価基準	掛け率	評価点	審査点	
大項目	中項目					
1	(1-1) 利用者の平等な利用の確保 【12点】	(1-1-1)施設運営内容は、事業目的に応じた平等な利用について考慮されているか。	1.0			
		(1-1-2)事業内容に偏りがあり、利用者等が限定されることはないか。	2.0			
	(1-2) 利用者に対するサービスの向上 【16点】	(1-2-1)事業の内容が、施設の設置目的に合致しており、なおかつ利用者にとって魅力的なものであるか。	2.0			
		(1-2-2)利用者の苦情や要望、意見等への対応は適切に処理できるか。	2.0			
	(1-3) その他施設運営 【16点】	(1-3-1)施設の有効利用に創意工夫や斬新性が認められるか。また、施設の利用を促進させる方策がとられているか。	1.0			
		(1-3-2)緊急時の対策や防災対策はとられているか。	2.0			
		(1-3-3)障害者の生活に配慮されているか。	1.0			
	2	(2-1) 当該公の施設の適切な維持及び管理 【16点】	(2-1-1)管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか。	2.0		
			(2-1-2)現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか。	2.0		
(2-2) 管理に係る経費の縮減 【16点】		(2-2-1)経費、収入等の積算方法、内容は適確か。また、現実的な経費見積りであるか。	2.0			
		(2-2-2)実施事業に応じた経費算定項目となっているか。また、その影響度合いを把握し、運営に支障が生じない対策を講じているか。	1.0			
	(2-2-3)経費の縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか。	1.0				
3	(3-1) 物的能力 【8点】	(3-1-1)施設の管理運営の実績はどうか。(他の施設の管理運営実績)	1.0			
		(3-1-2)法人・団体としての施設管理の体制はどうか。(総合的な支援体制は整っているか)	1.0			
	(3-2) 人的能力 【8点】	(3-2-1)仕様書に基づいた職員配置となっているか。	1.0			
		(3-2-2)職員の専門的知識、技能を向上させる研修計画体制は講じられているか。	1.0			
4	(4-1) 施設の目的を達成 【8点】	(4-1-1)基本方針や提案全般を通じて、町の方針、施設の性格、設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	2.0			
5	(5-1) 提案価格(価格点) 【0点】	(5-1-1)価格点 = 基準価格 / 提示価格 × 15 【提案価格についての審査点は20点を限度とする。】	提案価格			
合 計						

評価点

4点...特に優れている 3点...優れている 2点...普通 1点...やや劣っている 0点...劣っている

指定管理者選定結果

施設名	大紀町ケアホーム						
位置	大紀町阿曾 1 5 3 7 番地						
施設の概要	<p>設置目的</p> <p>知的障害者及び精神障害者が地域で共同生活を営むにあたり、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の世話をを行うため。</p> <p>建物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大紀町ケアホーム 鉄骨造平屋建て 1棟 652.82㎡ 居室10室、管理人室、浴室、調理室、職員室、多目的ホール ・多目的広場 738.84㎡ 遊具含む 						
指定管理者候補	<p>名称 : 特定非営利活動法人 大樹</p> <p>代表者職氏名 : 理事長 有 吉 久 子</p> <p>所在地 : 三重県度会郡大紀町永会 1 9 9 1 番地 2</p>						
選定理由	<p>本施設については、知的障害者及び精神障害者が共同生活を営む施設であり、指定管理者は、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の援助、生活等に関する相談助言、就労先その他関係機関との連絡などを行うものである。</p> <p>この施設整備にあつては、障害者の保護者と支援者による「親の会」が、「特定非営利活動法人大樹」を設立し、大紀町に要望を行ったものである。</p> <p>「特定非営利活動法人大樹」は、入居を希望している障害者の状況を熟知し、介護・支援の資格・経験を有したメンバーで構成され、また、地域等の情熱ある活力により事業効果が明確に期待できることから、この団体以外では設置目的の達成と適正な運営の確保が困難であると判断し、指定管理者の選定に当っては、公募によらず、「特定非営利活動法人大樹」を指名した上で、選定することとした。</p> <p>選定に当っては、募集要項、仕様書に基づく当該団体の指定申請書等について、申請者のヒアリングを実施し、選定審査評価表に基づき評価した結果、基準点を満たしたので、「特定非営利活動法人大樹」を指定管理候補者として選定する。</p> <p>【採点結果】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">申請団体名</th> <th style="width: 40%;">総評価点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">候補者</td> <td style="text-align: center;">特定非営利活動法人 大樹</td> <td style="text-align: center;">65.56</td> </tr> </tbody> </table>		申請団体名	総評価点数	候補者	特定非営利活動法人 大樹	65.56
	申請団体名	総評価点数					
候補者	特定非営利活動法人 大樹	65.56					
指定期間	平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで						
指定までの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回指定管理者選定審議会 平成 2 0 年 1 1 月 1 7 日 <li style="padding-left: 20px;">「大紀町ケアホーム」の概要説明・募集方法について <li style="padding-left: 20px;">「大紀町ケアホーム」指定管理者募集要項・仕様書等について ・ 申請書締切り期限 平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日 ・ 第 3 回指定管理者選定審議会 平成 2 0 年 1 2 月 1 日 <li style="padding-left: 20px;">「大紀町ケアホーム」の審査評価表について <li style="padding-left: 20px;">プレゼンテーション及び審査の実施 <li style="padding-left: 20px;">答申書の作成、協定書の検討、承認 						

大紀町ケアホーム等の管理に関する

協 定 書

(案)

平成 2 1 年 月 日

大紀町ケアホーム等の施設管理に関する協定書

大紀町長 柏木廣文(以下「甲」という。)と[指定管理者](以下「乙」という。)とは、次のとおり、大紀町ケアホーム等(以下「本施設」という。)の管理に係る協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1章 総 則

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の意義)

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等利用者に対するサービスを向上させ、以って地域の福祉の一層の増進と管理経費の削減を図ることにあることを確認する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理業務(以下「本業務」という。)の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(管理物件)

第5条 本業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)は、管理施設と管理物品からなる。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(1) 管理施設については、「財産台帳」を整備して、次の施設を管理する。

本体施設(大紀町ケアホーム等)

附属施設(多目的ホール)

施設内の外溝及び植栽

その他施設

(2) 管理物品については、「大紀町ケアホーム等備品台帳」を整備し管理する。

(指定期間)

- 第6条 乙が、本施設の指定管理者として本業務を行う期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間とする。ただし、大紀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その限りではない。
- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

- 第7条 大紀町ケアホーム等条例第4条に基づく本業務の範囲は次のとおりとする。
- (1) 本施設の利用許可に関する業務
 - (2) 本施設及びその付属施設の維持管理に関する業務
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、施設運営に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除き、町長が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、大紀町ケアホーム等指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

- 第8条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。
- (1) 行政財産の目的外使用許可
 - (2) 不服申し立てに対する決定
 - (3) その他、地方自治法に規定する町長のみの権限に属する事務

(業務実施条件)

- 第9条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

(現場管理者等の選任等)

- 第10条 乙は、本施設に現場管理者等を置くものとし、指定管理者現場管理者等選任(変更)通知書(様式第1号)をもって甲に報告しなければならない。又、現場管理者等に変更が生じた場合も同様とする。
- 2 乙は、本施設に消防法(昭和23年法律第186号)の規定による防火管理者を置くものとし、その旨所管消防署に届けたうえで指定管理者防火管理者選任(変更)通知書(様式第2号)を以って甲に報告しなければならない。又、防火管理者に変更が生じた場合も同様とする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第 11 条 甲または乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を以って第 7 条で定めた本業務の範囲及び第 9 条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲または乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第 3 章 本業務の実施

(本業務の実施)

第 12 条 乙は、本協定、条例及び関係法令のほか、募集要項等及び申請時に提出した事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項等及び申請時に提出した事業計画書の間には矛盾又はそごがある場合は、本協定、募集要項等、申請時に提出した事業計画書の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、申請時に提出した事業報告書にて仕様書を上回る水準が計画されている場合は、申請時に提出した事業報告書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第 13 条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第 14 条 乙は、事前承諾願い(様式第 3 号)を甲に提出し承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の改修等)

第 15 条 乙は、本施設の改築、新設、修繕その他の現状変更が必要と認められるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

2 前項に掲げる改修等の負担区分は、仕様書に定めるとおりとする。

(緊急時の対応)

第 16 条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第 17 条 乙または本業務の全部または一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び大紀町個人情報保護条例(平成 17 年大紀町条例第 163 号)の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 備品等の取扱い

(甲による備品等の貸与)

第 18 条 甲は、施設に備え付けられた備品等(以下「備品等(種)」という。)を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等(種)を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等(種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、甲との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

4 乙は、故意または過失により備品等(種)を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第 19 条 乙は、前条に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。(以下「備品等(種)」という。)

第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第 20 条 乙は、毎年度、前年度の 1 月末までに事業計画書(様式第 4 号)を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(月次事業報告書)

第 21 条 乙は、次に掲げる事項について毎月 10 日までに前月の状況を月次事業報告書(様式第 5 号)により甲に報告するものとする。

- (1) 利用実績(利用者数、施設ごとの利用状況、イベント等の実施状況)
- (2) 収支の状況
- (3) 小規模修繕報告(指定管理者が発注した修繕)
- (4) その他必要事項

(年間事業報告書)

第 22 条 乙は、条例第 4 条の規定に基づき、毎年度終了後 30 日以内に、次の各項に示す事項を記載した事業報告書(様式第 6 号)を提出しなければならない。ただし、年度の途中において、条例第 6 条第 1 項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止を命じられたときは、その日から起算して 30 日以内に、当該年度分として同日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況及び利用状況
- (2) 本施設の利用に係る料金の収入の実績
- (3) 本施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして条例施行規則で定める事項

2 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

(甲による事業実施状況の確認)

第 23 条 甲は前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による事業実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第 24 条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 利用料金

(利用料金収入の取扱い)

第25条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第26条 利用料金は、大紀町ケアホーム等設置及管理に関する条例第9条に定める額とする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第27条 乙は、故意または過失により管理物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第28条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険契約等)

第29条 乙は、本業務を開始する日までに、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合に備えての自らのリスクに対して適切な範囲で乙の費用と責任において必要な保険を付加するものとし、指定期間中、当該保険を維持するものとする。なお、乙は、指定期間が開始する日までに、指定管理者保険加入確認書(様式第7号)を提出しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第30条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第31条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を以って甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 32 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 甲は、乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができるものとする。

第 8 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 33 条 乙は、本協定の終了に際し、甲または甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行い、指定管理者管理業務引継書(様式第 8 号)を提出しなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第 34 条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を現状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の取扱い)

第 35 条 本協定の終了に際し、備品等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品等(種)及び備品等(種)については、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 備品等(種)については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第36条 甲は、条例第6条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務実施に際し不正行為があった場合
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだ場合
- (3) 乙が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により、乙から本協定締結の解除の申出があった場合
- (5) その他、甲が必要と認めた場合

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知しなければならない。また、乙はこの通知に不服があるときは、甲に対し異議申立てをすることができる。

3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(不可抗力による指定の取消し)

第37条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用の負担は、合理性が認められる範囲で、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第38条 第35条から第37条の規定は、第38条及び第39条の規定により本協定が終了した場合には、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第39条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

(本業務の範囲外の業務)

第40条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(本業務の実施に係る収支の適正管理)

第 41 条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設する等、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知書の様式その他)

第 42 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる用語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第 43 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第 44 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときまたは本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 45 条 本協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 月 日

甲	所在地	三重県度会郡大紀町滝原1610番地1
	名称	大紀町
	代表者	大紀町長 柏木廣文

乙	所在地	
	名称	
	代表者	